

第三十八回 参議院商工委員会會議録 第二十五号

昭和三十六年五月二十三日(火曜日)

午前十一時十一分開会

委員の異動

本日委員岸田幸雄君、鈴木万平君、相澤重明君及び近藤信一君辞任につき、その補欠として野田俊作君、新谷寅三郎君、阿具根登君及び江田三郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 綱木 亨弘君
理事 川上 為治君
古池 信三君
椿 繁夫君

委員

大泉 寛三君
大川 光三君
小林 英三君
斎藤 昇君
新谷寅三郎君
野田 俊作君
山本 利壽君

政府委員

科学技術政務次官 松本 一郎君
科学技術庁原子力局長 紅 文吉君
通商産業政務次官 始関 伊平君
通商産業大臣 樋詰 誠明君
官房長 重工業局長 佐橋 滋君
通商産業省 通商産業局長 小岩井康朗君
鉱山保安局長

中小企業庁長官 小山 雄二君

本日の会議に付した案件

- 石炭鉱山保安臨時措置法案(内閣送付、予備審査)
- 原子力損害賠償に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 原子力損害賠償補償契約に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(綱木亨弘君) これより商工委員会を開会いたします。

本日は、石炭鉱山保安臨時措置法案の提案理由の説明、原子力損害賠償補償契約に関する法律案、原子力損害賠償補償契約に関する法律案及び商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律案の補足説明をそれぞれ聴取します。

なお、右の後、機械類賦払信用保険臨時措置法案の審議を行なう予定であります。衆議院商工委員会との関係で、通産大臣の出席がない場合は次回とすることといたします。

○委員長(綱木亨弘君) それではまず石炭鉱山保安臨時措置法案を議題とし、提案理由の説明を聴取します。

○政府委員(始関伊平君) 石炭鉱山保安臨時措置法案につきまして、その提案理由及び法律案の要旨について御説明申し上げます。

最近相次いで炭鉱の重大災害が発生しましたことは、政府としてまことに遺憾とするとともに、申すまでもなく人命の尊重は、何よりも重要なこととありまして、政府としても従来ともこの方針のもとに保安行政を推進してきたのでありますが、最近の状況は、さらに徹底して対策の必要なことを痛感せしめるに至ったのであります。

また国会におきましても事の重要性にかんがみ、衆参両院において炭鉱災害防止に関する決議が行なわれたのであります。政府はこの決議の趣旨を十分に尊重し、かつ中央炭鉱保安協議会その他の関係者の意見をも勘案の上、さきに炭鉱保安確保のための具体的対策と、当面必要となる予算的措置について閣議決定をいたしましたのであります。

そのうち法律を要する重要事項について、ここに成案を得て急遽提案することとなったのであります。

炭鉱の保安をはかる基本的方向が、炭山保安法、鉱業法の改正なる運用にあることは申すまでもありません。政府としても常々この点に留意し、保安監督の強化をはかっていたのであります。

が、今日における中小炭鉱の実情を見ますに、一方において保安監督の強化をはかるかたわら、他方各炭鉱の実情に即して技術的な施策を講ずる必要があるものであります。このため政府といたしましては、このたび石炭鉱山の事態を総合的に調査することとし、その結果に基づいて保安に関する設備の整備の促進をはかるとともに、保安を確保することが困難な石炭鉱山に対し廃業を円滑に行なわせるための措置を講ずることとした次第であります。

次に本法案の要旨について御説明申し上げます。

第一は、石炭鉱山の事態を適確に把握し、その保安の確保をはかるため、採掘権者または租鉱権者について、自然条件、経理的基礎及び技術的能力並びに保安に関する事項に関し総合的調査を行ない、その結果が必要があるときは、保安に関する事項の改善勧告をできるとし、保安設備の整備に必要な資金を確保することに努めることとしたのであります。

第二は、総合的調査の結果保安を確保することが困難であると認められる採掘権者または租鉱権者に対して、鉱業の廃止の勧告をできるようにするとともに、勧告を受けた者が、勧告に従って採掘権または租鉱権を放棄したときは、石炭鉱山整理交付金を交付することができることとしたのであります。

第三は、この交付金について、未払い賃金及び鉱害賠償債務に優先的に充当するための措置を講じたこととあります。

第四は、今後新たに保安確保ができない石炭鉱山の発生を防止するため、交付金の交付を受けた者に対しては、自己の放棄した採掘権または租鉱権の区域に再び権利を設定することを禁止するとともに、石炭鉱業合理化臨時措置法の坑口開設許可制度を改正し、保安を確保するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有しない者は、鉱業を行なうことができないように措置したのであります。

なお、この法律は、石炭鉱山の保安確保の緊急対策としての性格にかんがみ、有効期間を二年とする臨時措置法といたしました。

以上簡単でございましたが、この法律案の提案理由及びその要旨について御説明申し上げます。

何とぞ慎重審議の上御賛同あらんことを切望する次第であります。

○委員長(綱木亨弘君) 本案の質疑は後日に譲ります。

○委員長(綱木亨弘君) 次に、原子力損害賠償に関する法律案、原子力損害賠償補償契約に関する法律案、以上二案を一括議題とし、補足説明を聴取いたします。

○政府委員(紅文吉君) まず初めに、原

子力損害の賠償に関する法律案につきまして補説明を申し上げます。

原子力の平和的開発利用を進めるにあたりましては、安全性の確保が絶対的要件でありますことは申すまでもございませぬ。政府といたしましては、原子力の規制法によりまして万全の対策を講じて参っている次第でございます。また原子力の設置に当たりましては、安全性の見地からする審査の一その厳正化を期するため、今国会におきまして原子力委員会設置法の一部改正について御審議をわずらわしまして、新たに原子炉安全専門審査会を設置することと相なつたのでございませぬ。しかしながら原子力は新しい科学技術の分野に属しまして、今日まだ未知の要素も多い段階にあるのでございまして、安全性については十二分に留意いたしているものではございませぬが、万が一の事故ということが考えられなくともないのでございませぬ。かような事情にございませぬので、各国とも原子力損害賠償制度を確立しまして、第三者被害の賠償の措置について、原子力の平和利用の発展を円滑にはからうといたしている状況でございます。また、国際原子力機関などが中心になりまして、損害賠償に関する条約案を作成しようとしておりまして、国際的な賠償制度の実現もはかられる機運が醸成されております。

政府といたしましては、このような内外の情勢にかんがみまして、損害賠償制度の確立は、原子力開発利用の推進の上から、すみやかになされるべきものと考えまして、この法案を提案いたして、御審議をわずらわしている次第でございます。

以下本章を追いまして御説明申し上げます。

まず第一に、目的、第一条でございますが、この法律の目的といたしましては、原子力の運搬等によりまして、万々一原子力損害を生じました場合に、その損害賠償に関する基本的制度を定めおきまして、一人の被害者をも泣き寝入りさせないよう、その保護に遺憾なきを期しますとともに、原子力事業の健全な発達に資しようとするものでございませぬ。

第二には、原子力の運搬等、すなわち第二条第一項の關係でございませぬ。この法案の対象となりますのは原子炉の運搬。加工であつて政令で定めるもの。あるいは再処理でございまして政令で定めるもの、燃料の再処理のこととございませぬ。燃料の再処理のうち、政令で定めるもの。核燃料物質の使用であつて政令で定めるもの。及びこれらに付随する核燃料物質の運搬、貯蔵、廃棄でありまして、臨界危険によりまして核的災害、すなわち原子核等によるところの災害を生じさせるものすべてを対象としておるのでございませぬ。

第三には、原子力の損害とは何かというところでございませぬが、第二条の第二項の關係でございませぬ。この法案は原子力による特殊な災害、いわゆる核的災害に対する特別法でありますので、この定義におきましてそれに限定しております。ただ、従業員の業務上受けました災害につきましては、現在労災保険法がございませぬので、今後これとあわせまして検討して参りまして、必要がございませぬならば特別の措置を講ずる考えもありません。とりあ

ずこの法律からは、第三者損害賠償というところでございまして、従業員ははずしてございませぬ。

第四に、無過失責任及び責任の集中というところでございませぬが、これは第三条、第四条の規定でございませぬ。原子力事業者の賠償責任につきましては、民法の特例といたしまして、これを無過失責任とし、かつ原子力事業者に責任の集中をいたしております。これは原子力の分野におきましては、無過失であつても災害が生じ得る可能性がないとはいひきれませぬし、また過失の有無の立証ということはきわめて困難であるという事情を考慮したものでございませぬ。ただし、ここで異常に巨大な天災地変、すなわち関東大震災を例にとりますならば、その三倍も四倍もに当たるような、そのような天災地変等がございませぬ場合、それによつて生ずるところの損害がもしも原子力施設から生じたという場合には、原子力事業者が責任を負ふすというこ

とはあまりにも過酷に失しますので、そのような場合には、超不可抗力というように考え方から、原子力事業者を免れさせる。しかしながらこのような場合におきまして、やはり国は被害の拡大防止等に努力をする責任を持ちますことは当然のこととございませぬ。また、原子力事業はきわめて広範にわたるところの総合産業でありまして、その発達を期するためには関連産業による資材などの供給の円滑化をはからなければならぬ、及び被害者に対する賠償の迅速かつ過正をはかるなどの便宜を考慮いたしまして、原子力事業者に責任を集中いたしております。なお、原子力事業相互間の核燃料物質の

輸送につきましては、輸送に関する国際的な商慣習等を考慮しまして、発送人でなく、受取人の方に責任が集中しております。

第五には、求償権の規定でございませぬ。これは第五条でございませぬが、求償権は一般第三者に対しては、故意または過失があるときは求償権を認めおきませぬけれども、サプライヤーにつきましては、つまり資材の供給等についていたす者につきましては、資材の供給の円滑化をはかるために、故意の場合に限りまして求償権を認めております。ただし、これを強行規定といたしますときは、いろいろな物資の供給に阻害をきたすというふうなこともございまして、これも国際的な商慣習に従つておきませぬ。特約をすることとを認めておきませぬ。特約によつて、すなわちサプライヤーはその資材の供給等によつて第三者損害が生じた場合の責任を免れる。ただしこの場合といへども、供給者は免れませぬけれども、原子力事業者は免れ得ないということに相なつております。

第六には、損害賠償措置でございませぬが、これは第六条、第七條關係でございませぬ。原子力事業者は損害賠償措置を講じていなければ、原子炉の運搬等をしてはならないことといたしておきまして、賠償責任を担保させ、被害者の保護をはかつております。損害賠償措置の内容といたしましては、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約、後ほど御説明申し上げますが、この補償契約を締結するか、あるいは金銭等の供託をするか、あるいはこれらに相当するその他の方法によりまして、一工場、または一事

業所当たり、すなわちこれをワン・サイト当たりと申しておりますが、ワン・サイト当たり五十億円を原子力損害賠償に充てることができ、充てなければならぬというふうにしております。また原子力損害賠償したため、損害賠償措置の金額が減少した場合には、科学技術庁長官は、所定の金額に還元せよということも命ずることができるよういたしてあります。

第七には、原子力損害賠償責任保険契約の規定でございませぬ。これは第八條、第九條の關係でございませぬ。原子力損害賠償責任保険につきましては、国内保険プールでは七億五千万が現在の適正消化能力でございませぬので、五十億というところから見ますと、足りませぬので、残額四十二億五千万円というものは、ロンドンの再保険市場に出しまして、消化するということに相なつております。また責任保険の保険金につきましては、被害者に優先弁済を受ける権利を与へまして、その保護に遺憾なきを期しております。

第八には、原子力損害賠償補償契約、第十條、第十一條の規定でございませぬ。原子力損害賠償責任保険におきましては、地震、あるいは正常運搬、正常な原子炉の運搬をやつてゐる場合、あるいは後発性障害等の損害というものは填補しないことになっております。そのような場合におけるところの損害賠償に備へまして、政府は原子力事業者と補償契約を結びまして、いわゆる保険で見ないところの保険の穴埋めをすることといたしまして、被害者の保護に万全を期したものであります。この内容につきましては、同時に御審議をわずらわしておりますので、

この原子力損害賠償補償契約に関する法律案に規定しておりますから、その際に御説明申し上げます。

第九には供託でございます。第十二条から第十五条の関係になりますが、損害賠償措置は、大部分は責任保険及び補償契約という形にならうかと存じておりますけれども、これに限りませず、供託等によりましていいというようにいたしております。供託につきましては、金銭または特定の有価証券に限り、また被害者に優先返済を受ける権利を与えるということなど、被害者保護に十分留意しております。

第十には国の措置でございます。これは第十六条、第十七条関係でございます。五十億円以内の損害につきましては、以上申し上げましたように原子力事業者が講ずる損害賠償措置、すなわち保険並びに補償契約、あるいは供託等によりまして完全にカバーされますけれども、万々これをこえる損害が生じた場合におきましては政府は被害者保護と原子力事業の健全な発達というこの法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、国会の議決によりまして、政府に属させられた権限の範囲内において必要な援助を行なうこととしたしまして、一人の被害者も泣き寝入りすることなく、かつ原子力事業の健全な発達を阻害することのないよう配慮をいたしておる次第でございます。また異常な巨大な天災地変等によりまして原子力損害が生じた場合には、原子力事業者が責任をすべて集中的に負わねばならないことはあまりにも苛酷でありますので、そのような場合には免責をいたしますけれども、被害者の救

助及び被害の拡大防止のため必要な措置は政府が講じまして、住民の不安を除くということにいたしております。

第十一には、原子力損害賠償紛争審査会の規定であります。これは第十八条でございます。原子力損害の賠償に關しましては、常時資料の整備あるいは想定に基づくところの検討などを行ないまして、迅速、的確な措置をしたというところはもちろんでございますけれども、紛争が生じた場合におきまして、その迅速、適正な処理をはかるために科学技術庁に必要に応じて原子力損害賠償紛争審査会というものを設置いたしまして、和解の仲介並びにこのため必要な損害の調査及び評価を行なわせることといたしております。

第十二には、国会への報告及び意見書の提出でございます。これは第十九条でございます。相当規模の原子力損害が生じた場合には、その処理につきましても国会の意思が十分反映されるべきことが適当と考えられますので、政府はすみやかにその損害の状況及びこの法律に基づいてとった措置を報告するとともに、専門的立場からするところの原子力委員会が損害の処理及びその防止等について意見書を提出するということとを予定いたしております。その意見書が提出された折には、政府はそれの意見書を国会に提出しなければならぬということにいたしております。第十三には、第十条第一項すなわち補償契約及び第十六条第一項国の援助の規定の適用関係でございます。これは第二十条でございます。国の補償契約及び国の援助につきましては、時限立法的に考えまして昭和四十六年末までに原子炉の運転その他の行為を開

始したもののについて適用するものとしたしております。この限時法といたしまして理由は、原子力の研究開発の促進によりまして、安全性につきましても一層の確保が可能になることも考えられます。それからまた民間責任保険につきましても増補範囲が拡充される、あるいは引き受け能力が増大する、あるいはいろいろなことが考えられます。また国際的にも賠償制度が拡大充実されるということも予想されることとでございますので、大体十年間というものを限ってこの法律の適用を見ようということにいたしておきまして、その後今申し上げましたような改善措置がなされるには、また改正をお願いしたいというふうに考えております。

以上ただいま御審議をお願いいたしております原子力損害の賠償に関する法律案の全案にわたりますので、その要点を御説明申し上げます。

次に、原子力損害賠償補償契約、もう一つの方でございます。補償契約に関する法律案につきましても補足説明申し上げます。

第一には、原子力損害賠償補償契約、すなわち第二条の規定でございます。さきに御説明申し上げました原子力損害の賠償に関する法律案におきまして、原子力事業者が損害賠償措置を講じさせることといたしておりますが、その一部である責任保険は、外国の再保険市場の関係もございまして、地震その他による原子力損害を補償いたしませんので、政府といたしましては、これら責任保険の増補しない損害をいわゆる穴埋めをするために、原子力事業者と原子力損害賠償補償契約という一種の国家保険契約とも見られる

ようなものを締結いたしておきまして、被害者の保護に遺憾なきを期しておる次第でございます。

第二に、補償損失の規定でございます。これは第三条でございます。政府が補償契約によりまして補償する損失といたしましては、地震または噴火によるところの損害、それから正常運転によるところの損害、あるいは事故があつて十年以後に賠償請求がなされたもののほか、政令で定めるものをその対象とするということになっております。

地震、噴火につきましては、原子炉設置の際十分これを考慮してあります。先ほども申し上げましたように、異常巨大な地震は、関東大震災の三倍も四倍もというふうに考えられまして、関東大震災のほぼ二倍程度というようにものがあるのも大丈夫であるというように審査の内容にはなっております。ところが、万々一にも起こり得ないものとは考えておりますけれども、もし発生した場合に対処しまして国が補償することといたしております。地震、噴火によるところの損害は補償することといたしております。

正常運転と申しますのは、許容された、すなわち許された水準以下で放射能を放出している場合でございます。現在、科学知識ではこのような場合に損害が発生することは予想し得ませんけれども未知の分野が多いところの原子力のことでもございまして、万々一の場合に対処するために補償契約で埋めるといふことになっております。

また事故があつてから十年以後に賠償請求がなされたものといふことは、保険の経理上は一応一年間ということと成立する必要があると思つておりますけれども、その間に請求はされてないけれども、病気が発生した、すなわち後遺性傷害と称しております病気が発生したというような場合におきまして、その人が泣き寝入りすることがないようというところでございまして、その保険でみないところの十年以後のものも補償契約の対象といたします。ただし、これは時効の関係がございまして二十年間ということに相なっております。

それから政令におきましては、このほか保険の増補しないもの、すなわち保険会社から申しますといろいろ施設等を変更したりしたときには通知が何かしなければならぬけれども、それを原子力事業者が怠つた、そのために災害が起つた、そういった場合におきまして、保険業者としてはめんどうみませんけれども、国との補償契約におきましてそのようなときにめんどうをみるという内容の政令を定めたというふうに考えております。

次に第三に、補償契約の金額、第四関係でございます。補償契約金額は、原則として損害賠償措置の金額といたしまして合致しております。かりに供託その他の措置が一部講じられていた場合には、補償契約とこれらの措置と合わせて損害賠償保険金額となるようにいたしております。非常にこまかいけれども、内容はただいま申し上げた通りであります。

第四、補償契約期間でございます。これは第五等でございますが、補償契約の増補する期間は、原子炉の運転等

をやめるときまでといたしまして、核的災害が発生する危険がある間は填補することといたしております。そして被害者の保護に欠けることのないようにという考慮をいたしております。

第五に、補償料、すなわち第六条でございます。補償料の算定につきましては、損害発生の見込みがどうであるかということ、それから国の事務取扱費がございまして、それなどを勘案いたしまして定めることといたしております。今後保険料率とも合わせまして、すなわち責任保険の料率とも合わせまして検討して参りたいと存じております。原子力事業の健全な発達に支障を来さないように適正な料率を政令で定めていきたいという考えでございます。

第六は補償金でございます。第七条でございます。政府が補償いたしますのは、補償契約期間内に原子力損害を発生させた原因となつた行為があるものについて補償契約金額までとしております。原因行為が契約期間内にあれば填補することといたしましたのは、高活性災害に対処したものでございまして、責任保険料を一部支払われている場合につきましては、それを控除して支払うものとして、公平を期しております。二重に払うということのないようにはいたしております。

第七には、補償契約の締結の限度でございます。これは第八条でございます。補償契約の締結の限度は、国会の議決を経ることとしておりますが、本年度は、さしあたりまして、債務負担行為といたしまして、予算総則に二十億円を計上しております。

第八には通知、第九条でございます。が、原子力事業者に対しては原子力の運転等に関する重要な事実を通知させるものとしておりますが、これは保険契約の告知義務通知義務と同様のものであります。先ほど御説明しましたように、保険契約におきまして、通知義務を怠つた場合に補償契約で見ると申しましたが、補償契約の面におきましては、告知義務、通知義務と同様に規定をいたしております。通知義務に違反した場合には補償契約を解除し、あるいは、補償金を返還させることといたしております。

第九には、補償金の返還、すなわち十三条でございます。この補償契約におきましては、被害者保護の見地から、補償範囲を広くして、かつ免責をしませんので、公平を期するために、原子力事業者が重大な責めに帰すべき事由があるときには、国は、補償金を支払つた後、それに相当する金額を原子力事業者から、返還させることとしたのであります。補償金を払い上げたけれども、重大な過失等があつた場合には、原子力事業者から国は取り上げます。ただ払うだけではございせん、という規定でございます。第十三条第一号に申しますところの、「第三条第四号に掲げる原子力損害のうち政令で定めるもの」と申しますのは、原子力事業者が責任保険契約に違反したため、保険が填補しないで、国がかつて補償する場合をさしております。また通知義務違反につきましては、この法案で、特に重要な事項は国に通知させることといたしておりますが、これに違反した場合であります。また解除後に与えた損害につきましては、本来これは即時解除すべきものについて

て、被害者保護のために九十日の猶予を置いたのであります。本来は即時解除すべきところでありまして、けれども、被害者を保護するために九十日間の有効期間を持たして、余裕を置いたのであります。原子力事業者に恩恵を与える必要はありませんが、被害者の保護という見地から、九十日という余裕を置いて返還させるということにいたしましたのでございます。

第十には解除でございます。第十四条、第十五条の關係でございます。政府は、補償契約の相手方である原子力事業者が、保険——先ほど申しました責任保険及び補償契約以外、供託による賠償措置を講じた場合には、補償契約の解除をすることができま。これは二重に措置をする必要はないという意味から、保険並びに補償契約につきましては解除をすることができるといふふうに規定いたしております。また損害賠償措置を講じないで原子力の運転等をした場合、補償料の納付を怠つたとき、あるいは通知義務に違反したとき、保安のために講ずべき措置を講ずることを怠つたときなど、原子力事業者の重大な業務違反があつたときに、補償契約を解除することとしたしました。この効力は九十日後に発生するものとしたしまして、その間に原子力事業者が危険措置の除去など適切な措置をとらせるといたしまして、被害者の保護に万全を期してあります。

も、軽微なものにつきましては、原子力事業者から過怠金を徴収することといたしております。以上、原子力損害賠償補償契約に関する法律案の全条にわたりました。その要点を補足御説明申し上げました。

○委員長(榎本孝弘君) 両案の質疑は次回に譲ります。

○委員長(榎本孝弘君) 次に、商工委員会長の榎本孝弘君。次に、商工委員会の組織等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、補足説明を聴取いたします。

なお、本案は衆議院において修正が加えられておりますが、右修正点につきましても、便宜政府委員より説明を聴取することといたします。

○政府委員(小山雄二君) 商工委員会等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、補足説明を申し上げます。

本改正法律案の趣旨の説明は提案理由で尽きておりますので、以下条文を追ひまして、主要な点を御説明申し上げます。

まず、第一条の法律の目的であります。これは商工委員会を法制化したこと、かつこれを助成の対象として加えたことに伴う当然の改正であります。次に、第二章の二として商工委員会の章を新設したわけであります。その第一節は通則について定めてあります。

第五十五条の二は目的に関する規定であります。商工委員会は、商工委員会の健全な発達をはかることを直接目的とし、ひいては商工業の振興に寄与することを間接目的としてあります。

第五十五条の三、連合会は、都道府県商工委員会連合会と全国商工委員会連合会の二種類とし、いずれも第五十五条の四によつて特殊法人としての法人格を与えられております。

第五十五条の五は、名称、第五十五条の六は、数に関する規定であります。たとえば都道府県商工委員会の場合、何々県の連合会ならば何々県商工委員会という名称のものが県内でただ一つできることとなります。

第五十五条の七として、現行法第六條を準用し、連合会は、営利を目的とせず、特定の個人または法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行なつてはならず、またこれを特定の政党のために利用してはならないことを規定しております。

第二節は、連合会の事業について定めてあります。

第五十五条の八第一項は、都道府県連合会の事業でありまして、第一号の商工委員会の組織または事業について指導または連絡を行なうことが、都道府県連合会の最も中心的な事業であります。その他、都道府県連合会の目的達成のために、各種の事業を行なうことになっております。

第二項は、全国連合会の事業であります。第一号の、都道府県連合会の組織または事業について指導または連絡を行なうことが、全国連合会の最も中心的な事業であることは、第一項の場合と同様でありまして、その他、目的達成のために、各種の事業を行なうことといたしております。

第三節は、会員に関する規定であります。

第五十五条の十、第五十五条の十一、及び第五十五条の十二は、それぞれ

最後に、第十一でございますが、過怠金、すなわち第十六条の規定でございます。原子力事業者が重大な業務違反がある場合には、返還あるいは解除することといたしておりますけれども

最後に、第十一でございますが、過怠金、すなわち第十六条の規定でございます。原子力事業者が重大な業務違反がある場合には、返還あるいは解除することといたしておりますけれども

れ、会員の資格、加入及び脱退について定めておきます。都道府県連合会の場合は、当該都道府県内に主たる事務所を有する商工会が会員資格を有し、商工会の場合と同じく、加入及び脱退は任意であるとの原則をとっており、また、この部分は新旧対照表二〇ページ以下をごらんいただくのとわかりいかと存じます。

次に第三章以下の改正であります。まず助成に関する第五十六條の改正であります。現行法では商工会または商工会議所の行なう経営改善普及事業のみを、都道府県を通する間接補助の対象としていたものでありますが、今回の改正により、経営改善普及事業に關し都道府県連合会が商工会を指導するに要する経費をも間接補助の対象に加えたわけであります。さらに第二項を新たに追加して、経営改善普及事業に關し、全国連合会及び商工会及び都道府県連合会を指導するに要する経費を直接補助の対象として加えております。なお法文には第一項、第二項とも経費の一部を補助することができると規定されておりますが、昭和三十六年度予算におきましては、第一項の間接補助の場合は都道府県の補助額の二分の一、第二項の直接補助の場合は経費の二分の一を国が補助することとし、商工会及び商工会議所に対する分が七億六千五百二十五万円、都道府県連合会に対する分が二千五百九十九万円、全国連合会に対する分が二百三十六万円、その他を合わせて小規模事業対策推進費の総額は、八億二千四百六十八万円となっております。

次に第六十二條ないし第六十六條の改正では、いずれも罰則規定に関する当然の改正であります。

最後に付則であります。大別して五つの事項を規定しております。

第一は、附則第一条の本法の施行期日の規定であります。

第二は、第二条の経過措置に関する規定でありまして、名称の使用禁止について一年間の猶予期間を設けております。

第三は、社団法人の都道府県商工会連合会への転移に関する規定であります。現在府県連合会が社団法人となつてゐるものが十二ありますが、これらはその目的、事業及び構成員において、この法律に基づく都道府県連合会とおおむね同様のものであると認められ、解散及び清算等の煩瑣な手続を経ることなく、本法に基づく特殊法人に転移し得る道を開いたものであります。

第四は、商工会連合会に対して商工会と同様の免税措置を講ずるための各種税法の改正規定であります。

第五は、商工会議所法の一部改正及びこれに伴う経過措置であります。商工会議所法第六十六條は、日本商工会議所の会員に関する規定でありまして、会員資格を有する者として第一項の商工会議所のほかに第二項でいわれる定款会員として商工会議所に準ずる団体をあげております。しかしながら今回の法律案におきましては商工会連合会には定款会員を認めておりませんし、日本商工会議所に定款会員の道を今後に残しておきまされ、両方の組織の上に無用の混乱を生ずるおそれもありますので、この際、日本商工会議所につきましても定款会員の道を閉ざすことにしたわけであります。ただ、現在この規定に基づいて日本商工会議所の会員となつておられますのは琉球商工会議所ただ一つであり、これにつきまして組織の混乱を生ずるおそれも皆無でありますので、第九條の経過措置でこれを例外として取り扱うこととした次第であります。

以上をもちまして補足説明を終わります。

次に、本法律案は、衆議院で一部修正を受けましたので、委員長長の御指示によりまして便宜からその修正点につきまして御説明申し上げます。

この修正の提案者は、自由民主党、日本社会党、民主社会党、三派による共同提案でございます。話は実は社会党の方からございまして、三派でいろいろお話し合ひの上、案がまとまりまして、趣旨の説明は自由民主党の小川委員の方から御説明がございまして、この改正点を含めまして、原案が全会一致で可決されたような次第でございます。

修正の内容は、都道府県連合会の省外事の数のことについて、理事定数の「五分の一以内」とあるのを「十分の一以内」に改めること、こういう趣旨でございます。

その修正の理由は、商工会連合会の自主的かつ民主的な運営を確保する必要性が強いことにかんがみ、その設ける員外理事の数を必要最小限度にとどめるため、都道府県連合会の員外理事の数が理事定数の「五分の一以内」となつてゐるのを「十分の一以内」に改めるものであります。

なお、全国連合会につきましては、都道府県連合会と同等以上の高度の指導性が要求される反面、理事定数は十名以内でありまして、員外理事の数を

「十分の一以内」と修正いたしますと、員外理事は一名しか置けないことになつてしまふので、都道府県連合会と同様二名程度の員外理事を設け得るようになるため、その員外理事の数は、原案通り「五分の一以内」ということにされた次第であります。

以上が改正点の内容でございます。以上をもつて補足説明を終わります。

○委員長(鮎木幸弘君) 本案の質疑は、次回に譲ります。

○委員長(鮎木幸弘君) 速記を始めて下さい。

五月十八日日本委員会に左の案件を付託された。

一、原子力損害の賠償に関する法律案(予備審査のための付託は三月一日)

一、原子力損害賠償補償契約に関する法律案(予備審査のため付託は三月一日)

一、商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のため付託は四月十三日)

五月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、石炭鉱山保安臨時措置法案

石炭鉱山保安臨時措置法案

(目的)

第一条 この法律は、石炭鉱山の実態を総合的に調査して、その保安に関する設備の整備の促進を図るとともに、保安を確保することが困難なため鉱業を廃止する石炭鉱山に對しその廃止を円滑に行なわせるための措置を講じ、もつて石炭鉱山における保安を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「鉱業権」「採掘権」又は「租鉱権」とは、石炭を目的とする鉱業権、採掘権又は租鉱権をいい、「鉱業権者」「採掘権者」又は「租鉱権者」とは、石炭を目的とする鉱業権、採掘権又は租鉱権を有する者をいい、「鉱区」又は「租鉱区」とは、石炭を目的とする鉱業権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区をいう。

2 この法律において「石炭鉱山」とは、石炭鉱業を行なう事業場をいう。

(行為の効力)

第三条 この法律の規定によつてした処分及び採掘権者、租鉱権者又は関係人がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、これらの者の承継人に対しても、その効力を有する。

(調査)

第四条 通商産業大臣は、石炭鉱山における保安を確保するため、この法律の施行の際現に鉱業を行なっている採掘権者又は租鉱権者について、石炭の鉱量及び品位、鉱床の状態その他の自然条件に関する事項、経理的基礎及び技術的能力に関する事項並びに保安に関

する設備、保安教育その他の保安に関する事項に關し総合的調査を行なうものとする。

(保安に関する事項の改善の勧告)

第五条 通商産業大臣は、前条の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、採掘権者又は租鉱権者に対し、その石炭鉱山における保安に関する事項の改善に關し勧告をすることができ。

(鉱業の廃止の勧告)

第六条 通商産業大臣は、第四条の調査の結果に基づき、保安を確保することが困難であると認められる石炭鉱山の採掘権者又は租鉱権者であつて通商産業省令で定める基準に該当事業のものに對し、その石炭鉱山における鉱業の廃止の勧告をすることができ。

(資金の確保)

第七条 政府は、石炭鉱山における保安に関する設備の整備に必要な資金の確保に努めるものとする。

(石炭鉱山整理交付金の交付)

第八条 国は、政令で定めるところにより、第六条の勧告を受けた採掘権者又は租鉱権者がその石炭鉱山における鉱業を廃止して当該採掘権又は租鉱権の放棄による消滅の登録を受けた場合は、当該採掘権者又は租鉱権者に対し、石炭鉱山整理交付金（以下「交付金」という。）を交付することができ。

2 交付金は、前項の規定によりその交付を受けることとなつた者（以下「廃止事業者」という。）のために、石炭鉱業合理化事業団（以下「事業団」という。）に對し交付するものとする。

(公示)

第九条 通商産業大臣は、廃止事業者に係る採掘権又は租鉱権の消滅の登録が行なわれたときは、すみやかに、当該廃止事業者について交付金を交付する旨及び当該鉱区又は租鉱区に關する鉱害について賠償請求権を有する者は、六十日以上の一定期間内に事業団に對し権利の申出をすべき旨を公示しなければならぬ。

2

前項の賠償請求権を有する者が同項の期間内に同項の申出をしなかつたときは、当該鉱区又は租鉱区に關する鉱害について有する当該賠償請求権については、次条第一項の規定による債務の弁済を請求することができない。

(債務の弁済)

第十条 事業団は、廃止事業者に代理して、第八条第二項の規定により交付を受けた交付金の額（以下「交付金額」という。）をこえない範囲内において、通商産業省令で定めるところにより、次に掲げる債務の弁済を行なう。

一 廃止事業者が放棄した採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区における石炭の採掘及びこれに附屬する選炭その他の業務に従事していた鉱山労働者に對し当該廃止事業者が負担する賃金（退職金を除く。）の支払の債務であつて当該採掘権又は租鉱権を放棄した日までに弁済期の到来しているもの

二 廃止事業者が放棄した採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区に關する鉱害の賠償債務

2 前項の通商産業省令には、同項各号に掲げる債務の弁済が公平に行なわれることを確保するために必要な事項及び同項各号に掲げる債務の合計額が交付金額をこえる場合における同項第一号に掲げる債務が同項第二号に掲げる債務に優先する限度を定めておかなければならぬ。

3 事業団は、廃止事業者が破産法（大正十一年法律第七十一号）その他の法令の規定によりその債務の弁済を制限されている場合においても、これらの法令の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる債務の弁済を行なうことができる。

(交付金の引渡し)

第十一条 事業団は、前条第一項の規定により一の廃止事業者に係る同項各号に掲げる債務の全部を弁済した場合において、当該廃止事業者に係る交付金額に残余があるときは、遅滞なく、通商産業大臣の承認を受けて、その残余に相当する金額を当該廃止事業者に引き渡さなければならない。一の廃止事業者に係る交付金額に残余があることが確定であると認められる場合も、同様とする。

(交付金を受ける権利の保護)

第十二条 廃止事業者が交付金の交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又差し押さへることができない。ただし、廃止事業者が前条の規定により交付金の引渡しを受ける権利については、この限りでない。

(政令への委任)

第十三条 前五条に規定するもののほか、交付金に關し必要な事項は、政令で定める。

第十四条 事業団は、石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）第二十五条第一項に規定する業務のほか、次の業務を行なう。

一 第八条第二項及び第十条第一項の規定による廃止事業者の代理並びに第十一条の規定による交付金の引渡しに關する業務

二 前号の業務に附帶する業務

2 事業団は、石炭鉱業合理化臨時措置法第二十六条第一項の業務の方法には、前項各号に掲げる業務に關する業務の方法を定めておかなければならぬ。

3 事業団が第八条第二項の規定により交付を受けた交付金を運用した場合に生ずる利子は、第一項各号に掲げる業務の執行に必要な経費にあてゐるものとする。

4 事業団は、第一項各号に掲げる業務に係る経理については、政令で定めるところにより、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

5 石炭鉱業合理化臨時措置法第五十二条第二項、第五十三条並びに第八十九条第四号及び第五号の規定は、第一項各号に掲げる業務について準用する。

6 第一項各号に掲げる業務は、石炭鉱業合理化臨時措置法第八十九条第二号の規定の適用については、同法第三十五条第一項に規定する業務とみなす。

(鉱業権の設定の出願の不許可等)

第十五条 通商産業局長は、廃止事

業者がその放棄した採掘権又は租
鉱権の鉱区又は租鉱区の区域につ
いて鉱業権の設定の出願をし、又
は租鉱権の設定の認可の申請をし
たときは、その出願を許可し、又
は設定の認可をしてはならない。
2 廃止事業者は、その放棄した採
掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区
の区域と重複する鉱区に係る鉱業
権を譲り受けてはならない。

附則

1 この法律は、公布の日から起算
して二月を超えない範囲内におい
て政令で定める日から施行する。
(この法律の失効)

2 この法律は、この法律の施行後
二年を経過した日に、その効力を
失う。ただし、この法律の失効前
に第六條の規定による鉱業の廃止
の勧告を受けた採掘権者又は租
鉱権に係る交付金及び当該交付金
に係る事業団の業務並びに廃止事
業者に係る鉱業権の出願の許可若
しくは租鉱権の設定の認可又は鉱
業権の譲受けに関しては、なお従
前の例による。
(石炭鉱業合理化臨時措置法の一
部改正)

3 石炭鉱業合理化臨時措置法の
一部を次のように改正する。
目次中「坑口の開設」を「坑口の
開設等」に改める。
第一条中「坑口の開設」を「坑口
の開設等」に改める。
第二条の二第一項中「この法律の
規定によつてした処分」を「この法
律の規定(第五十四條を除く。以下

この条において同じ)によつてした
処分」に改める。

第四章の章名中「坑口の開設」を
「坑口の開設等」に改める。

第五十四條の見出しを、「開設の工
事等の許可」に改め、同条に次の一
項を加える。

2 鉱業権者又は租鉱権者は、石炭
の掘採のために坑口を使用しよう
とするときは、通商産業大臣の許
可を受けなければならない。ただ
し、次の各号の一に該当するとき
は、この限りでない。
一、前項の許可を受けて開設され
た坑口を当該許可を受けた鉱業
権者又は租鉱権者が使用すると
き。

二 鉱山保安法第二十五條第一項
の規定による鉱山保安監督部長
の命令に基づいて開設された坑
口を当該命令を受けた鉱業権者
又は租鉱権者が使用するとき。

第五十五條第一項を次のように改
める。
通商産業大臣は、前条第一項の許
可の申請があつた場合において、そ
の申請が次の各号に適合すると認め
るときでなければ、許可をしてはな
らない。

一 その申請に係る坑口を使用し
て石炭を掘採しようとする鉱区
又は租鉱区の石炭の鉱量、品位
その他の自然条件及びその鉱区
又は租鉱区の立地条件上その坑
口を使用して掘採する石炭の生
産能力が通商産業省令で定める
基準をこえることとなること。

ただし、通商産業省令で定める
種類の坑口であつて、現に存す

る石炭坑における石炭の生産条
件を著しく改善することとなる
ものであるときは、この限りで
ない。

二 その申請に係る鉱業権者又は
租鉱権者が当該鉱区又は租鉱区
における保安を確保するに足り
る経理的基礎及び技術的能力を
有すること。

第五十五條第二項中「前項」を「第
一項第一号」に改め、同項を同条第
三項とし、同条第一項の次に次の一
項を加える。

2 前項第二号の規定は、前条第二
項の許可に準用する。

第五十六條第一項中「坑口の開設
の工事をしたとき」を「坑口の開設
の工事をしたとき、若しくは坑口を使用し
たとき」に改める。

第八十四條中「坑口の開設の工事
をした者」を「坑口の開設の工事を
し、又は坑口を使用した者」に改め
る。

(石炭鉱業合理化臨時措置法の
一部改正に伴う経過措置)

4 この法律の施行の際現に石炭の
掘採のために使用されている坑口
については当該坑口を石炭の掘採
のために使用すべき鉱区又は租
鉱区の鉱業権者又は租鉱権者がその
使用について改正後の石炭鉱業合
理化臨時措置法第五十四條第二項
の許可を受けたものとみなす。た
だし、同項の許可を受けることを
要しない場合については、この限
りでない。

五月二十日本委員会に左の案件を付託

された。

一、臨時石炭鉱害復旧法改正に關す
る請願(第二三〇号)

一、鹿児島県に中小企業金融公庫支
所設置の請願(第二三四九号)

一、産炭地市町村振興対策に關する
請願(第二五六五号)

第二三〇号 昭和三十六年五月八
日受理
臨時石炭鉱害復旧法改正に關する請願
請願者 福岡県飯塚市東町石川
八郎

紹介議員 吉田 法晴君

先に發表された臨時石炭鉱害復旧法改
正案の要綱を検討してみると、被害者
の期待するほどの内容がみられず、す
べてが官僚的な改正案であつて、納得
できないから、(一)鉱害復旧処理資金
融資機能強化に關する件、(二)無資力
認定に關する件、(三)流産掘による鉱
害処理に關する件、(四)復旧事業団の
統一の件等については、真に被害者の
要望にこたえ、これを保護しようとい
ふ、万全の改正措置を講ぜられたいと
の請願。

第二三四九号 昭和三十六年五月十
日受理
鹿児島県に中小企業金融公庫支所設置
の請願
請願者 鹿児島県議會議長 大
坪静夫

紹介議員 田中 茂穂君

中小企業金融公庫の支所は、九州に
あつては福岡、熊本に設置されてい
るが、南九州、特に鹿児島県の場合、奄
美、熊毛、甕島等広域にわたつて離島
が点在しているという地理的条件も加

わり、代理貸しを通じての小口資金の
取扱ひがあるだけで、熊本支所を通じ
ての直接貸しが行なわれていないとい
う実情であるから、南九州地区中小企
業振興のため、当地方の特殊性を考慮
の上、本県に中小企業金融公庫支所
を設置せられたいとの請願。

第二五六五号 昭和三十六年五月十
六日受理
産炭地市町村振興対策に關する請願
(二通)

請願者 福岡県田川郡添田町長
中富鉄之助外一名

紹介議員 吉田 法晴君

エネルギー需給の構造的変化に伴う石
炭産業の慢性的不況により、産炭地域
は離職者の多発、鉱害の累積、事故の
続発さらには関係住民の福祉の阻害等
のため重大な社会不安を醸成し憂慮す
べき現状であるから、産炭地域振興臨
時措置法案の早期成立を期するととも
に、産炭地市町村の現実を十分認識さ
れ、(一)産炭地振興対策の確立、(二)炭
離職者対策の確立、(三)産炭地市町村の財
政対策の確立、(四)産炭地市町村の炭
鉱保安対策の強化等の実現を期せられ
たいとの請願。

第七

昭和三十六年六月二日印刷

昭和三十六年六月三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局